# 天津大野木マイツニューズレター

# 年度業務の準備を!

2005年12月20日

No.0511

文責:安達友信

# ~ 年度会計監査・聯合年次検査・確定申告・社会保険手続き等 ~

年の瀬も迫り、日々寒さが厳しくなる今日この頃ですが、ほとんどの企業にとって 12 月は決算月です。

会計年度終了後、翌年1月~4月まで年度会計監査、聯合年次検査、企業所得税申告、社会保険手続き等各種手続きを行う必要があります。

これら年度業務について時系列で簡単に表すと以下の通りとなります。

手続き内容	関係機関	期限	備考
1.企業所得税予定納税	国家税務局	1月15日迄	前年 10 月~12 月分の企業所得税について予 定納税申告を行います。
2.社会保険算定基礎届け	社会保険基金管 理中心	2月末迄	中国人従業員の社会保険算定基礎届けを行います。
3.会計監查·外貨監查 1	注冊会計師事務 所	4月30日迄	外商投資企業は中国注冊会計師事務所の会 計監査が義務付けられています。
4.聯合年次検査 2	工商行政管理局	4月30日迄	対外経済貿易部門、税務局、財政局、税関等 の各関係諸機関の検査を受けます。
5.企業所得税確定申告 3	国家税務局	年度終了後 4 ヶ月以内	年間の確定税額を計算し、四半期毎に納税済 みの予定納税額と清算します。

#### 1会計監査・外貨監査

外商投資企業は、決算日後 4 ヶ月以内に前年度財務諸表について中国注冊会計師事務所による年度会計 監査を受け、監査報告書を発行してもらう必要があります。年度会計監査と同時に、中国注冊会計師事務 所に企業の外貨収支状況について外貨監査を受け、外貨監査報告書を発行してもらいます。

この監査報告書及び外貨監査報告書は、聯合年次検査や企業所得税確定申告の手続き時に添付資料として各関係諸機関へ提出します。(外貨監査報告書は外貨管理局へ提出)

なお、前年7月1日以降に設立された会社で前年度は開業期間中(生産型企業にあっては生産開始前。 その他の企業にあっては設立後初めての売上が計上される前)である場合には、監査報告書の作成は義務付けられていません。

ただし、聯合年次検査において 素工商行政管理局、税務局、外貨管理局等関係諸機関への確認が必要です。(一般的に聯合年次検査の詳細 は年明け1月頃に案内されます。)

#### 2 聯合年次検査

聯合年次検査は、企業の基本状況・投資者状況・前年度の生産経営状況・外貨収支状況等の企業情報を関係諸機関に報告をし、チェックを受ける手続きを言います。手続きは1月~4月30日までの間に聯合年次検査報告書及び各部署が求める添付書類を各諸機関へ提出します。一般的には、これら書類を一括して受け付ける期間が設けられており、この期間中に指定された場所へ行き手続きを行います。

聯合年次検査の参加部門は以下の通りです。(地方により異なる場合があります。)

・工商行政管理部門

・対外経済貿易部門

・国家経済発展委員会

・財政部門・国家税務局・地方税務局

・税関 ・外貨管理局 ・統計局

#### 3 企業所得税確定申告

企業所得税の申告は、四半期毎の予定納税申告と年度末の確定申告納税があります。年明け後すぐ、 第 四半期の予定納税申告を行い、4月末までに年度確定申告を行います。確定申告書を提出する際には 以下の資料が求められています。

- (1)財務諸表及び明細書
- (2)中国公認会計師事務所発行の年度会計監査報告書
- (3)会計方針の変更資料
- (4)税務局に発給される減免税措置に関する確認書 外商投資企業が企業所得税の減免を享受するためには、事前に税務期間に業種・取扱い商品 名・経営期間等の企業情報を税務局に報告し、承認を受けなければなりません。
- (5)その他要求された書類

年度業務は年明け後4月ごろまでに行う事になりますが、この期間中に春節(旧正月:今年は1月29日)がはいるため、ある程度余裕を持って手続きを進まれる方が良いでしょう。

(完)

#### 【お詫びと訂正】

2005 年 10 月号の天津大野木マイツニューズレターにて、『税抜き 1 回払い賞与の税計算方法』について解説しておりましたが、具体的計算例に誤りがありました。

皆様には謝った内容をお伝えし深くお詫びいたします。

適正な計算例を以下に記載いたしますので、再度ご確認いただけますようお願いいたします。

# 「税抜き一回払い賞与の税計算方法」(訂正後)

今回の通知(国税発[2005]715号)で、税抜き一回払い賞与の場合の税計算(いわゆる グロスアップ計算)方法が明確になりました。

税抜き金額で見た場合の税率・速算控 除額を適用します。

### 計算式

(1)税抜き一回払い賞与(A)÷12= この金額に対応する税率a及び速算控除額a

- (2)(税抜き一回払い賞与(A) 速算控除額 a )÷(1 税率a)=税込み一回払い賞与(B)
- (3)税込み一回払い賞与(B)÷12= この3

この金額に対応する税率b及び速算控除額b

(4)納税額=税込み一回払い賞与(B)×税率b-速算控除額b

税込み金額で見た 場合の税率・速算 控除額を適用しま す。

## 【具体例】

税抜き一回払い賞与 = 55,000 元

55,000 元 ÷ 12 = 4,583 元 税率  $20\%\frac{15\%}{15\%}$ 及び速算控除額  $375\frac{125}{125}$ 元で仮計算 (55,000 元 - 375 元) ÷ (1 - 20%) = 68,281.25 元 64,558.82 元

68,281.25 元 ÷ 12 = 5,690.10 元税率 20%及び速算控除額 375 元で確定計算68,281.25 元 × 20% - 375 元 = 13,281.25 元 (納税額)